

（ 令 7 . 6 . 1 1
デ 3 - 2 ）

説明資料

〔税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応〕

令和7年6月11日（水）

財務省

令和6年12月20日
自由民主党
公明党

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

6. 円滑・適正な納税のための環境整備

(2) 課税・徴収関係の整備・適正化

誠実に納税を行う納税者の税制に対する公平感を損なうことがないよう、近年見られる新たな事例に対応していく必要がある。

税務調査の際に、国税当局が求める資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例が把握されていることを踏まえ、納税者に協力を促すための措置について検討する。

また、税務調査における資料の提示・提出の求めを正当な理由なく拒否する行為や第三者による納税者の不正への加担行為について、引き続き中期的に対応を検討する。

（税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応）

- 租税実体法の改正によって納税環境整備をするのが適切であり、国外取引に関連する場合においては、調査対象法人等に資料提出義務を課し、そして、そこから十分な資料が得られない場合には損金算入を否認するという実体法上の規定を設けるというような方向性が有力。
- 納税者本人に対する税法上の手法、例えば経費について資料を提出しない、協力しない、という場合には経費として一部否認する、認めない租税法上の措置というものを考えていくということ。
- 第三者が関与している場合に加算税以外の新しい措置を考えなければならない。
- 刑罰規定固有の適用のハードルが高いという問題を解消するためにも、一定の期間、調査協力を行わない場合等において課徴金など行政罰的なものを活用していくことも考えられる。
- 質問検査権をいかに実効的にするかということよりも、納税者に情報を出させるインセンティブを与える。納税者に、できれば自発的に、あるいは自動的に情報を出させるようなインセンティブを与える制度を構築するというように考えるべき。
- （シェアードコスト契約は）親会社の費用の割り掛けの問題。国際的な業務分担の中で、かかったコストをどういう形で償却・賦課していくか、ロジックを構築することも大事。
- オープンデータを活用することによって対象や調査プロセスを効率化できる。

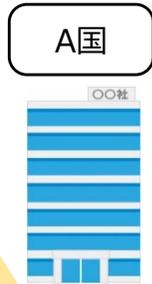
資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例

税務調査においては相手方の協力の下で必要な資料の提示・提出を受けているところ、国外関連者に対する経費支払い（特に間接経費）の実態確認に苦慮。

- ▶ 特に国外に所在している法人との取引については、反面調査が困難である等、当局が取り得る手段が限定されているため、**その取引実態の確認には調査対象者による支払いの詳細な情報の提供が必須。**
- ▶ こうした中、例えば、**極めて単純に利益調整が可能となる、グループ会社間で経費配賦を行うシェアードコスト契約が普及しているところ、調査対象者から十分な資料の収集ができなかったことが要因の一つとなり、実態確認ができなかった事例が発生。**

概要図

各国の拠点の販売管理費や製品製造に係る間接経費等を集約して、一定の算定根拠を基に各拠点に一括配賦。



国外親会社

経費配賦

支払

経費配賦

支払

経費配賦

支払



世界各拠点

B国



世界各拠点

C国



調査対象法人

日本

調査対象法人以外に関する経費が含まれている疑義

質問検査権行使し、資料の提出を要求

十分な資料提供がなされず

実態確認できず

- 国外親会社が各国の子会社の各種間接経費を集約し、各子会社に一括で配賦し、その支払を請求。その中で**調査対象法人が負担する必要のない多額の費用の支払により日本子会社の所得が流出していることが疑われた事案。**
- 調査で資料の提供を再三要求するも、
 - ✓ 親法人に請求された金額を支払っているのみで詳細は不明
 - ✓ 費用配賦の根拠等は、親法人が保有しているため、提出は不可
 - ✓ そもそも、計算根拠といったものは、調査時に要求されてから用意すればよいもの等の主張を行い、**十分な資料提供がなかった。**
- **親会社から配賦される経費の詳細が解明できなかったため、実態確認ができず。**
 - ※ 移転価格税制の推定課税は、寄附金課税の可能性が否定しきれなかったことから、適用に至らず。
- なお、調査対象法人に**過去20年間で3回調査しているが、いずれの調査においても十分な資料提供がなされず、対応改善を求めるも改善されず。**

□ **国税当局が求める資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない場合において納税者に協力を促すためにどのような措置が考えられるか。**

【検討に当たっての留意点】

- 資料の提示・提出を拒む納税者に対してどのような効果を生じさせることが有効か。
(所得計算上の措置・新たな行政制裁・罰則の強化)
- 対象とする取引相手・取引の範囲をどのように考えるか。
(完全支配関係・支配関係にある法人、国内取引・国外取引、資産の取得等に要した費用・役務の提供の対価等)
- 提示・提出を求める資料の範囲をどうするか。納税者に保存義務のない資料の取扱いをどのように考えるか。
(役務の内容がわかる資料、配賦された費用の計算根拠がわかる資料等)
- 真に提示・提出ができない場合をどのように考えるか。

参 考 资 料

(参考) 諸外国の国外所在情報徴求権限

- 諸外国においても、国外所在情報や国外取引について、当局による提出要求や、納税者の情報収集義務を規定している例が見受けられる。
- 上記規定の実効性担保措置としては、ペナルティのほか、「推計課税」や、裁判における「証拠排除」を通じて、当局による、調査時点で保有する情報に基づく課税を認める例が多い。

	アメリカ	ドイツ	オーストラリア
情報徴求制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>国外所在情報の正式提出要求 (FDR)</u> ② 国外関連者情報についての情報報告義務。これに応じない場合、裁判所の召喚状 (サモンズ) に基づき、納税者又は第三者に対して裁判所への出頭を求め、聞き取りや資料提出要求等を行う。 	<p><u>国外取引等について調査を行う場合、納税者において状況を明らかにし、情報を収集する義務を課す。</u></p>	<p>納税者の納税義務の査定に関連する<u>証拠書類等で、国外に所在する情報であると当局が合理的に判断するものの提示を、書面により要請することができる。</u></p>
執行管轄権との関係	<p>対象が国外所在の場合、国内子会社等を代理人として指名し、同人を通じて権限を行使。</p>	<p>納税者自身が情報収集を行うため、執行管轄権との関係は問題とならない。</p>	<p>納税者自身が情報収集を行うため、執行管轄権との関係は問題とならない。</p>
実効性担保措置	<ul style="list-style-type: none"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・要求に応じない場合、当該要求に係る情報は裁判所に提出不可 (<u>証拠排除</u>) ② <ul style="list-style-type: none"> ・当局の有する情報に基づき、当該情報に係る取引の費用を推計することができる (<u>推計課税</u>) ・執行罰 (30日ごとに25,000ドル) ・<u>罰則</u> (法廷侮辱罪) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力義務に違反した場合、課税当局は課税の基礎を推定する (<u>推計課税</u>) ・同義務に違反し、事実関係が他の方法で解明できない場合、ある程度の確実性が認められる事実関係が、納税者に不利に推定される (<u>立証責任の転換</u>) ・<u>罰則</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じない場合、当該要請に係る情報は裁判所に提出不可 (<u>証拠排除</u>)

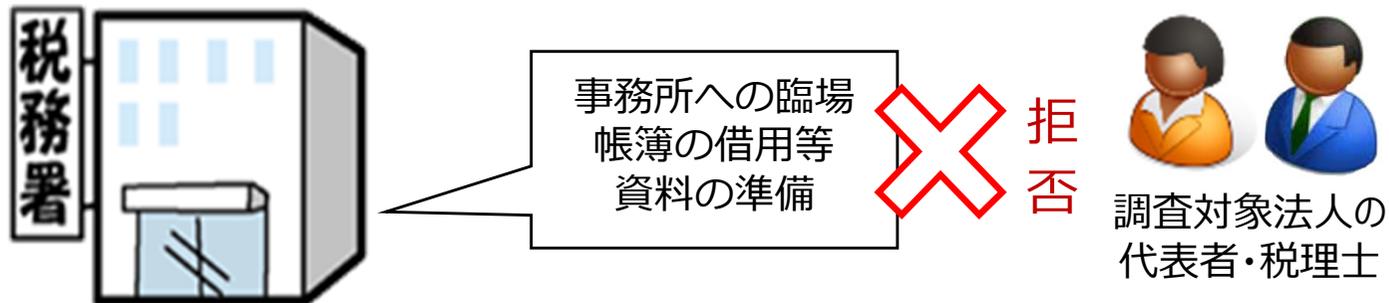
事例1 調査時に資料の提示・提出を拒否・遅延された事例

【事案の概要】

- 調査にあたり、調査対象法人の代表者は、事務所への臨場を拒否。そこで、帳簿の借用等を打診するも、税理士も含め、「帳簿は知人に預けている」、「その知人の名前は言えない」、「帳簿データの提供は手間がかかる」などと主張し、長期間にわたって協力が得られず。
- 長期間の折衝の結果、事業所へ臨場できることとなったが、「保存書類の準備はできていない」「事前に準備を依頼された資料は用意していない」等と主張し、各種資料の提示・提出を拒否。
- そこで、膨大な事務量を投じて反面調査等を行ったところ、架空経費の計上等が認められ更正処分を行うこととなった。

【問題点等】

- 本事案のように質問検査権に基づく帳簿書類その他の物件の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否し、調査の円滑な実施が著しく損なわれるケースも存在している。



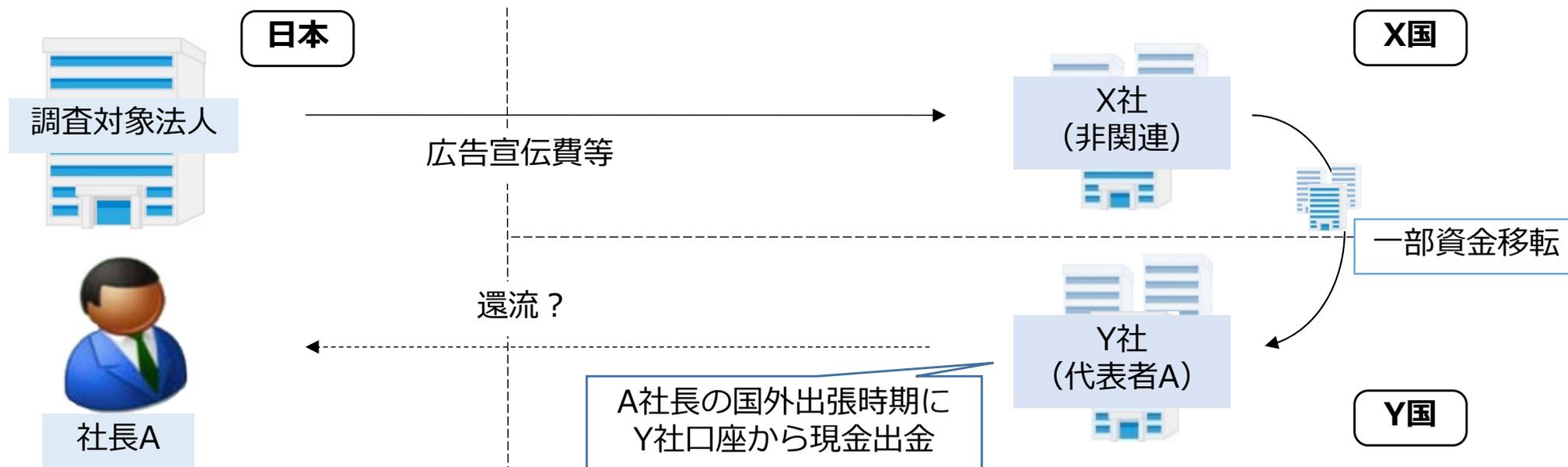
事例2 国外取引に関し資料の提示等を拒否され、全容解明に困難を来した事案

【事案の概要】

- 調査対象法人は、X国のX社（非関連）に対して広告宣伝費等の名目で多額の経費を支払っていたが、X社の設立については過去に脱税を指南したことがある者が関与している疑いがあった。
- 調査対象法人のA社長はY国に所在するY社の代表も務めている。外国当局からの情報によれば、X社からY社に資金の移転が認められ、また、A社長の国外出張時期にY社口座から現金出金があることが把握されている。
- これらの事実から国外法人を通じたA社長への資金還流も疑われたが、調査対象法人及びA社長からは、本件取引の取次を行った代理人と連絡が取れないことや、Y社は調査対象法人と取引関係にない別法人であること等を理由に関連資料の提出が得られず、事実関係の解明に至らなかった。

【問題点等】

- 仮にX社やY社が国内に所在していれば、反面調査により必要な情報を追加的に得ることが可能だが、国外の場合には執行管轄権の制約もあり事実関係の把握に困難が伴う。



事例3 国外関連者への支払に係る資料提供が十分になされず、その支払いの経費性についての実態確認に困難を来した事案

【事案の概要】

- 国外親会社が各国の子会社の各種間接経費を集約し、各子会社に一括で配賦し、その支払を請求。その中で調査対象法人が負担する必要のない多額の費用の支払により日本子会社の所得が流出していることが疑われた。
- 調査で資料の提供を再三要求するも、親法人に請求された金額を支払っているのみで詳細は不明、費用配賦の根拠等は、親法人が保有しているため、提出は不可、そもそも、計算根拠といったものは、調査時に要求されてから用意すればよく、調査対象法人に保存義務はない等の主張を行い、十分な資料提供がなかった。

【問題点等】

- シェアードコスト契約によるグループ会社間での経費配賦に対し、調査対象者から十分な資料の収集ができなかったことが要因の一つとなり、親会社から配賦される経費の実態確認ができず。

